

尾張北部環境組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 7 年 4 月 1 日
尾張北部環境組合

尾張北部環境組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、尾張北部環境組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

（法の期限が令和 8 年 3 月 31 日までのため、今後期限が延長された場合は本計画の期間も改定します。）

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課の所掌事務として、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。その分析結果から、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

目標：令和 7 年度において、職員の年次休暇の平均取得日数を、14 日とする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

男女を問わず仕事と家庭を両立しながら活躍できる職場環境の整備の一環

として、３．で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 全職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、計画的な取得に務める。
- (2) 管理職員が、全職員に対し、定期的に年次休暇の取得促進を促し、職場の意識改革を図る。
- (3) 業務状況を考慮の上、ゴールデンウィークや夏季休暇と組み合わせた年次休暇の取得により、家族とふれあう時間を確保すると共に、職員の心身の健康増進に配慮するよう努める。